

令和6年度佐賀県関係人口創出チャレンジ事業業務委託契約書 (案)

佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和6年度佐賀県関係人口創出チャレンジ事業業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「(別紙1) 業務委託仕様書」(以下「委託仕様書」という。)に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施及び委託期間）

第2条 乙は、委託仕様書に基づき、委託業務を実施しなければならない。
2 乙は、委託仕様書に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を全責任をもって遂行するものとする。
3 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料(以下「委託料」という。)は、金 〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額金 〇〇円)とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第7号の規定に準じて、これを免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に委託することについて、甲乙の協議により甲が認めたときは、この限りでない。
2 前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第13条第1項第4号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、再

委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託したすべてについて責任を負わなくてはならない。

- 3 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(損害賠償)

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実行が不完全であった場合は、直ちに文書によりその事由を甲に報告するとともに、甲の損害について賠償の義務を負う。

- 2 乙は、委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務委託の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、委託業務の遂行に当たって甲が申し出た情報・データについて、複写し、又は複製し、若しくは第三者に提供する等、委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、その損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、一か月以内若しくは令和7年(2025年)3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書に必要な成果物(以下「本件成果物」という。)を添えて業務履行の確認を甲に求めなければならない。

(委託料の請求及び支払)

- 第12条 乙は、甲が必要と認める場合、甲に対して、第3条の委託料のうち二分の一以内において、前払金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 乙は、委託業務が完了し、前条の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に対して、第3条の委託料額から受領済みの前金払額を差し引いた額の支払いを請求することができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による正当な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 4 乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払いを遅延した場合は、年2.5%の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約又はこの契約に関する甲の指示に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 乙がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じる乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託料の額の10分の

1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

4 乙は、前項の規定による甲の請求に対し、甲の定める期間内に支払うことができない場合には、その支払うべき額に遅延日数に応じ年2.5%の割合で乗じて計算した額を甲に納付しなければならない。

(契約費用の負担)

第14条 この契約の締結に必要な費用は、甲乙双方の負担とする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、「(別記1)個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第16条 乙は、この業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、「(別記2)情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、佐賀県財務規則に準ずるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会
会長 江副 敏弘

乙

(別紙1)

令和6年度佐賀県関係人口創出チャレンジ事業に係る 企画提案業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度佐賀県関係人口創出チャレンジ事業に係る企画提案業務

2 目的

佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会(以下、協議会)は、人気ゲーム「サガ」シリーズを展開する(株)スクウェア・エニックス(以下、SQEX)と連携することで、定住人口でもなく、観光としての交流人口でもない、何らかの関係性を持ち、佐賀県又は佐賀県の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ“関係人口”の創出を目的としている。

令和6年度にはコラボ10周年を迎え、これまで事業を実施してきた県全域のエリアを対象に、蓄積した“ロマ佐賀資産”を活用することで、国内外に佐賀県の魅力を情報発信し、さらなる関係人口の創出を図る。

3 ターゲット

「サガ」シリーズを中心としたゲームファン等

4 目標

首都圏イベント参加者及び佐賀県への来訪者数を、延べ3万人とする。

5 契約期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日(月曜日)まで

6 業務内容

当該事業を効率的に実施できる体制を構築するとともに、ゲームファンに喜ばれる企画内容、効果的な広報業務を実施すること。具体的事項は以下とする。

(1) 首都圏イベントの開催

目的：2014年以来となる首都圏でのイベントを実施することで、当県に来訪したことがないSaGaファンの誘客を促す。併せて、県産品の販売促進、観光振興のPRなどにより、県内イベントへの誘客を図る。

① 開催時期：令和6年夏頃

② 開催場所：東京都内

③ 留意事項：開催前にメディア向けレセプションを実施し、併せて県代表者出席を想定した開会セレモニーを実施すること。

(2) JR佐賀駅及びサンライズストリート等周辺の活性化

目的：今年開催される「SAGA2024 国スポ・全障スポ」が終了した後も、継続してJR佐賀駅及びサンライズストリートやサンライズパーク周辺の賑わいを創出するとともに、県が推進する「歩く施策」等と連動させることで効果的な施策展開を図る。

- ① 実施時期：令和6年11月頃
- ② 実施場所：JR佐賀駅北側及び南側、サンライズストリート、サンライズパーク周辺
- ③ 留意事項：実施にあたっては、県及び佐賀市の関係部署との調整を前提とする。

(3) ロマンシング佐賀 10周年企画展の開催

目的：ロマンシング佐賀の企画展を県内で実施することで、ゲームファンの来訪きっかけを創り出し、併せて県内各所への周遊につなげる。

- ① 開催時期：令和6年11月下旬から令和7年1月下旬まで
- ② 開催場所：佐賀県立博物館 3号展示室
- ③ 詳細スケジュール
【準備】令和6年11月26日（火曜日）～29日（金曜日）
【会期】令和6年11月30日（土曜日）～令和7年1月19日（日曜日）
【撤収】令和7年1月20日（月曜日）～22日（水曜日）
- ④ 留意事項：
ア 施設利用料は県施策利用のため満額減免する。
イ 展示室の図面は別紙1を参照すること。
ウ 開催前にメディア向けレセプションを実施し、併せて県代表者出席を想定した開会セレモニーを実施すること。

(4) 県内継続イベントの企画提案

目的：協議会に加入している関係市町において実施する県内周遊イベントを継続実施することで、ゲームファン等が思い思いの冒険を楽しむことができ、来訪者の体験満足度の向上を図る。

- ① 実施時期：令和6年11月頃
- ② 実施場所：関係市町内（佐賀市・唐津市・武雄市・嬉野市・吉野ヶ里町・太良町）
- ③ 留意事項：
ア 現在開催している周遊イベント等のリニューアルを図る企画とすること。
イ 予算には、吉野ヶ里町コミュニティーホールの原状回復費用（約30万円）を予め計上しておくこと。

(5) 広報PRの実施

目的：当該事業の目的・趣旨について、県民を中心に認知度向上を図るため、広報PRを実施する。PRにあたっては、政策的視点から10年間の軌跡を振り返る内容とし、県の戦略がわかりやすく広報できる手法とする。

- ① 実施時期：令和6年6月までに実施
- ② 実施手法：自由（案としては、トップ対談の新聞掲載を想定）

(6) 県施策との連携企画

目的：県が推進する施策（鉄道及びバスや空港利活用等）をさらに推進していくため、庁内各課との連携を図り、さらなる事業効果の向上につなげる。

- ① 実施時期：不問
- ② コンテンツ：ロマンシング佐賀列車・バス・九州佐賀国際空港

(7) 事業のPR動画制作

目的：ロマンシング佐賀の10年間の実績を生かし、県が取り組む内容をわかりやすくまとめた動画を制作すること。

- ① 実施時期：首都圏イベントまたは県内イベント開催時に披露
- ② 放映時間：3～5分程度

(8) インバウンド誘客企画

目的：「サガ」シリーズ海外版が展開されている台湾・韓国について、九州佐賀国際空港の直行便がある利点を活かし、ゲームファン等に対し佐賀県の情報発信を行い、インバウンド誘客を図る。

- ① 実施時期：航空会社等と今後調整
- ② 実施内容
 - ア インバウンド誘客のための情報発信（海外メディアツアー等）
 - イ 航空会社とのコラボ企画

(9) 「ロマンシング佐賀2024」専用サイトの制作

目的：これまでの取組内容をわかりやすくまとめ、いつでもロマ佐賀を楽しめるツールとしての専用サイトを制作する。

- ① 実施時期：首都圏イベント開催前
- ② 実施内容：「ロマンシング佐賀攻略 wiki (<https://romasaga.info/>)」の更新を含む「ロマンシング佐賀10周年事業」のサイト制作

7 実施体制

- (1) 本事業実施において、技術や知見があり、特に佐賀県内における基礎知識・土地勘、行政課題の把握、的確なアドバイスや各種デザイン展開及び調整ができる人員を配置すること。
- (2) SQEX が所有する IP における管理知見があり、アドバイスや各種デザイン展開及び調整ができる人員を配置すること。
- (3) 業務進行、緊急時現場対応を行う人員を佐賀県内に置くこと。
- (4) その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

8 その他留意事項

- (1) 協議会が想定する事業全体の年間スケジュールは「別紙2」を参照すること。
- (2) 各イベント開催時など、必要に応じてプレスリリース原稿案を作成すること。

9 業務終了後の提出書類

業務終了後の提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 完了報告書
 - ① イベントについては、開催内容が確認できる写真等を添付すること。
 - ② 制作物については、確認できる現物及び写真等を添付すること。
 - ③ 各種イベント来訪実績、各種メディア掲載実績を記載すること。
 - ④ イベント実施における経済波及効果と広告換算費を算出すること。
- (2) その他、協議会事務局が指示する事項・資料等

10 その他の留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、協議会事務局と随時打合せをして行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、協議会事務局と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (3) 制作に当たり、第三者（協議会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。
- (4) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、SQEX と協議会に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、協議会事務局と協議するものとする。
- (5) 本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (6) 本業務関係書類（支払関係書類を含む。）については、業務完了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (8) 業務の一部を再委託により実施する場合には事前に協議会事務局と協議の

上、行うこと。

- (9) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
- ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し第三者への情報提供を禁止する。
 - ② 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ③ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (10) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

II 参考情報

■ 『ロマンシング佐賀』について



「ロマンシング佐賀」は、「サガ」シリーズ 25周年を記念して、佐賀県と「サガ」シリーズがコラボレーションしたことからスタートしたプロジェクト。2014年から実施されてきたこのプロジェクトは、佐賀県の情報発信、「サガ」シリーズの活性化にも繋がっている。

長い間、手を取りあいながら成長してきた両者が、より強く末長い関係を築きあげながら、プロジェクトを遂行している。

■ 「サガ」シリーズについて



「サガ」シリーズは、1989年発売の『魔界塔士サ・ガ』から始まる、スクウェア・エニックス発のロールプレイングゲームのシリーズ総称。シリーズソフトの世界累計出荷・ダウンロード本数は1,100万本を超え、JRPGを代表する作品のひとつとなっている。

2018年にはスマホアプリ『ロマンシング サガ リ・ユニバース』をリリース。2023年8月時点で、全世界累計3,000万ダウンロードを突破する人気作品となった。また「サガ」シリーズは今年35周年の記念イヤーを迎え、最新作『サガ エメラルド ビヨンド』を4月25日に発売予定。

「サガ」シリーズ ポータルサイト：

https://www.jp.square-enix.com/saga_portal/

別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは

作成した個人情報記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

- 第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
 - 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
 - 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

（1）在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

（2）前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること

（3）その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

個人情報の管理体制等報告書

令和6年 月 日

佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会
会長 江副 敏弘 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和6年度佐賀県関係人口創出チャレンジ事業業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

個人情報の管理体制等変更報告書

令和6年 月 日

佐賀県関係人口創出チャレンジ事業協議会
会長 江副 敏弘 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和6年度佐賀県関係人口創出チャレンジ事業業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記2（情報セキュリティ対策）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。